# ○伊奈町空家等対策協議会条例

令和６年３月１９日
条例第６号

（設置）

第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、伊奈町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　法第７条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

（２）　法第２条第１項に規定する空家等に関する施策の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、町長及び委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、町長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　協議会の会議は、非公開とする。

（会議録）

第７条　会長は、会議の概要、出席した委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

２　会議録には、会長及び出席した委員のうち、会長の指名した２名以上の委員が署名しなければならない。

（関係者の出席等）

第８条　協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。